

● 第3部 ●

組合の救援体制づくりと 支援活動、平時の備え

1 災害時の活動体制の構築と支援活動

(1) 被災状況の把握と支援対策本部設置の判断

災害が発生した場合、自分や家族の安全確保を最優先にしながら、近隣の被害状況の確認や人命救助をできる限り行います。

同時に、組合として、災害規模が大きいなど組合全体としての支援の取り組みが必要と判断される場合には、速やかに対策本部を設置して、組織的に仲間や家族の安否確認や被災状況の把握、支援活動に取り組んでいきます。

1) 全建総連

全建総連では、災害が発生した場合、下記の災害規模に応じて、支援活動を進めていきます（レベル2～3の場合、支援対策本部を設置）。

≡≡≡ 災害規模(レベル1～レベル3)に応じた支援活動 ≡≡≡

レベル1 = 災害範囲が1都道府県内で比較的中小規模の場合

現地組合と全建総連本部が連絡調整を行いながら支援活動内容を決定する

レベル2 = 災害範囲が複数の都道府県内にまたがる 比較的大・中規模の場合

全建総連支援対策本部を設置し、当該地方協議会を中心に支援活動体制を組む

レベル3 = 災害範囲が複数の都道府県におよび 非常に大規模な災害の場合

全建総連支援対策本部を設置し、全国的な支援活動体制を組む
※東日本大震災は、レベル3に該当

2) 現地組合

安否確認や被災状況の把握を進めながら、災害規模が大きいなど組合全体としての支援の取り組みが必要と判断される場合には、速やかに対策本部を設置します。

(2) 対策本部の設置、支援活動

1) 全建総連

全建総連における対策本部の設置にあたっては、2006年に確認された「地域が安全で安心して暮らせるまちであるために」の方針にもとづいて、下記の構成を確認するとともに、情報収集や連絡調整、各種支援活動に取り組みます。

① 対策本部の構成、事務所機能の場所の決定

本部長：中央執行委員長

副本部長：当該地協の副委員長

書記長

事務局長：書記次長

事務局（必要に応じて本部書記局員が各班にわかれ支援体制をとる）

<役割> 【情報収集】 現地との連絡体制の確保と被災状況の把握

【連絡調整】 国土交通省等の関係省庁や関係団体との連絡調整

【支援活動】 応急、復旧、復興等の支援体制の確立と活動

《東日本大震災での対応・経験から》 ※特に記載がない場合は震災年（2011年）のもの

○地震発生（2011年3月11日午後2時46分）の約1時間後の午後3時40分に田村中央執行委員長（当時）を本部長とする全建総連支援対策本部を設置。

○震災4日後の3/15に書記局員の被災地への派遣を決定（3/16以降、順次現地入りして生活物資の支援、被災状況等の把握に努める）。

○3/23に開催した四役・専門部長会議で対策本部のメンバーを「四役・専門部長全員」と「全建総連本部書記局全員」とすることを正式に決定。専従役員と書記で構成する班を編成する（岩手班・宮城班・福島班・茨城班・栃木班・千葉班、および仕事支援班、物資支援班）。

事務所機能の場所については、基本は東京の全建総連本部としますが、全建総連本部会館が首都直下型地震などにより大きな被害を受け、全建総連本部が機能しない場合には、中央執行委員長と書記長及び書記次長が連絡調整のうえ、仮事務所を設置するか、それができない場合には災害地域にできるだけ近い場所に支援対策本部を設置します。

② 現地組合と連携しながら支援活動内容の検討・決定、全国的な支援活動体制の構築（物資・カンパ等）

現地組合（対策本部）と連携して、被害状況の把握、組合の事務機能の復旧作業の手伝い、各種の支援活動内容の検討・決定をします（支援内容は、時間の経過とともに変わっていくため、必要に応じて対策会議を開催します）。

対策本部で決定した支援活動を各県連・組合の協力のもとに迅速に進めながら、一日も早い被災地の復旧・復興に向けて尽力します。

《東日本大震災での対応・経験から》 ※特に記載がない場合は震災年（2011年）のもの

○震災発生から8日後の3/19に、被災地から要望が多かった救援物資の支援（ブルーシート、カセットコンロ、ガスボンベ）を全国によびかける。

○3/23に、臨時の四役・専門部長会議を全建総連会館で開催し「救援募金」の取り組みを決定する（組合費納入人員一人当たり1,000円を基準に）。

○通常5月に開催する中央執行委員会を4/15に前倒して開催し、被災組合員と被災組合に対する支援方策として、ア) 物的支援、イ) 財政的支援、ウ) 人的支援の3点を掲げ、取り組みを意思統一する。

ア) の物的支援は、被災状況によって必要とされるものが異なることから各班を通じて現地の要望を把握し、それを全国に紹介して物資を募ることとする（震災の発生した3月中は、飲料水、カイロ、衣類、乾電池、歯磨きセット、常備薬等の生活支援物資を中心に現地に送る。4月に入ると、工具類として、丸鋸、インパクトドライバー、さしがね、バール、金槌、鋸、電源延長コード、電源延長ドラムなど、また、衣類として作業着、軍手、長靴など、さらに資材としてブルーシート、土嚢袋などの物資を支援）。

イ) の財政的支援は、組合費納入人員一人当たり1,000円を目処に募金活動を行うこととする（8月末まで～最終的に約3億5千万円を集約）。

ウ) の人的支援は、仮設住宅の建設に向けて、地元組合を中心としながら、当該県で労働力不足が発生し、その組合から要請があった場合には支援対策を構築することを確認するとともに、一定の条件が整えば無償ボランティアの派遣も追求していくことを確認する。

支援物資を送る時(梱包時)の注意

被災地の事情に配慮し、支援物資が被災地の負担とならないようにすることが必要です。

- ・ 1つの箱に入れる物資は1種類
- ・ 箱の外側に品名・数量を書く
- ・ 腐るものはダメ
- ・ 保存食品も賞味期限まで余裕のあるものにする
- ・ 古着などは送らない

《東日本大震災での主な物的支援(全国から全建総連本部に寄せられた物)》

ア) 主な電動工具類

電動丸鋸	365台	高圧洗浄機	1台
インパクトドライバー	233台	発電機	15台
インパクトレンチ	53台	削岩機	1台
電動ドリル	129台	釘打ち機	58台
電動溝切り	36台	押し切り機	26台
電動鉋	69台	コンプレッサー	23台
電動角ノミ	27台	エアーツール	33台
丸鋸盤	11台	ビットセット	10台
チェーンソー	7台	スライド鉋盤	5台
ジグソー	18台	集塵機	3台
サンダー	39台	フロア	7台
トリマー	3台	ルーター	4台
電動砥石	3台	送風機	1台
ハンドミキサー	6台	ボード切り盤	2台
		合 計	1,198台

イ) 主な手工具類

さしがね	539本	メジャー	368個
釘袋	284枚	金槌	797丁
鋸(全般)	784丁	パール	491丁
釘締め	173本	鉋	124台
水平器	33台	レベル	72台
延長コード	231本	コードリール	143個
鑿(ノミ)	206本	合 計	4,245

ウ) 主な資材

ブルーシート	6,037	土嚢袋	5,687
鋸替え刃(片・両刃)	284	釘(種類が多い)	多数
丸鋸替え刃	139	ビス(種類が多い)	多数
木工ボンド	144	合 計	12,291+多数

エ) 主な作業関係物資類及び食料品類

作業服上下	373着	飲料水2L	252本
作業上着	81着	飲料水1.5L	16本
作業ズボン	87本	飲料水1L	948本
雨合羽	157枚	乾パン(200g)	40食
防寒着	200着	非常用ご飯	144食
安全靴	102足	お米(kg)	250
長靴	126足	乾麺(kg)	80
ゴム付手袋	1,118双	醤油1.8L	50本
軍手	4,298双	塩(kg)	50
軍足	1,064足	砂糖(kg)	50
革手袋	22双	缶詰(3P)	48個
ヘルメット	420個	缶ビール	20缶
マスク	31,699枚	日本酒(2L)	50本
防塵マスク	80枚	みそ(755g)	50袋
地下足袋	3足	茶葉(500g)	20袋
合計	39,830	たばこ	200個
		合計	2,124

オ) 生活関連物資類

カセットコンロ	264台	歯ブラシ	139本
カセットボンベ	1,730本	湿布薬	100枚
カイロ	5,756枚	絆創膏	2,700枚
タオル	8,818枚	綿棒	400本
バスタオル	119枚	胃薬	230包
衣類	多数	風邪薬	600錠
消毒用スプレー	6,004本	ローソク類	342本
石鹸等	多数	乾電池類	704個
家庭常備薬セット	358	自転車	4台
救急グッズセット	145	自動車	1台
歯磨きセット	680	携帯用充電器	20台
歯磨き粉	32本	合計	28,316

(2011年8月31日現在)

③復興支援ボランティア活動の実施

現地の被災状況を把握しながら、必要に応じて支援ボランティア活動の実施を検討し、実施を決定した場合には、各県連・組合に協力を要請します。

《東日本大震災での対応・経験から》 ※特に記載がない場合は震災年（2011年）のもの

○4/26～4/27にかけて、ボランティア活動実施に向けて、全建総連と首都圏の組合が岩手県の被災地（釜石、陸前高田、大船渡各市）を現場視察。

○震災から約2ヵ月後の5/14～5/19の間、岩手県大船渡市の民宿を拠点に無償ボランティア活動を行う。地元組合や関東、兵庫から約120人の仲間が参加。

岩手県大槌町、釜石市の自治体担当者や被災者に「津波地震で壊れた住宅の簡易な修理を無料で行います」とお知らせし、地元新聞にも全建総連のボランティア活動が紹介される（主な活動は、津波で損傷を受けた窓ガラスや壁、床板を合板に張り替え、建てつけの調整など）。

大槌建成組合の事務所が津波で流失していたことから、自らも被災した事務職員のご自宅を仮事務所に、倉庫をボランティア活動のための資材等の置き場として提供していただき、ボランティアセンターとする。

ボランティア活動での保険加入について

新潟県中越地震では、地元の社会福祉協議会が運営しているボランティア保険に加入し（死亡保険金1,161.9万円、入院保険金6,200円/日、通院保険金4,000円/日、保険料は自治体負担）、阪神淡路大震災では、地元の受け入れ工務店と雇用契約を結び労災保険を適用できるようにしました。東日本大震災では、東京都の社会福祉協議会が運営しているボランティア保険に加入し、活動中の事故等に備えました。（死亡保険金3,043.4万円、入院保険金11,000円/日、通院保険金7,000円/日、保険料（1人700円）は全建総連で負担）。

ボランティア活動に取り組む際には、こうした経験を基本として、支援活動の形態にあわせた保険加入を行っていきます。

④関係省庁等への連絡、要請

全建総連では、被災状況等を関係省庁等に連絡するとともに、被災地等からの要望を集約しながら必要に応じて要請行動に取り組んでいきます。

《東日本大震災での対応・経験から》 ※特に記載がない場合は震災年（2011年）のもの

- 震災発生から11日後の3/22に平野内閣府副大臣（当時）から住宅復旧などの対応で直接協力を要請される。全建総連は全面的に協力する意思を表明するとともに、建材不足への対応等を要望する。
 - 3/23に国交省の審議官と住宅生産課長が全建総連会館に来館し、住宅復旧等の対応について意見交換する。全建総連から復興支援と建材の安定供給等について要請する。
 - 3/24に厚労省の労働基準局労災管理課に対して、復興支援活動でのアスベストばく露防止や作業で被災した建設労働者への速やかな労災適用、労働保険事務組合の機能維持に係る速やかな対応を要請（この要請を受けて、3/28に厚労省は災害復旧工事における労災防止対策の徹底について通達を出し、がれき処理等に従事する労働者に対して呼吸用保護具の着用を勧奨する必要があるとし、企業から提供をうけた使い捨て式防塵マスク2万強を被災地の各労働局に配布することを発表。その後、4月中旬には防塵マスクメーカーから7万枚の追加提供を受け労働局で配布される）。
また同日、労働基準局勤労者生活課に対して、建退共制度加入者に対する当面の回復措置と緊急対応を要請、また、能力開発局に対して被災地域の認定共同職業訓練校に対する緩和措置を要請。
 - 3/25に厚労省保険局に対し被災者救済について要請。国保組合が行う保険料減免・窓口負担免除等の措置に対する公費投入など必要な施策を求める。
 - 3/31に国交省から全建総連と全建連に対し木造仮設住宅建設への正式な協力要請がある。
 - 4/8に建退共事業本部に対し、「被害にあった建退共制度加入者の保護」と「事務組合・任意組合の事務手続きの適切な回復措置」を要請。
 - 4/14に東京電力に対し「原発事故に起因するさまざまな被害をうけた地域の産業及び住民に対して十分な補償を行うこと」などを要請。
 - 4/22に厚労省に対し、原発被害の収束が見えない福島などから「労働保険料の免除、減免措置を確実にしてほしい」との要望を受け、全建総連が再び要請。
 - 5/13に大畠国土交通大臣（当時）と面会し、仮設住宅建設への全建総連の協力を求められる。
 - 6/3に厚労省職業安定局建設港湾対策室に対し、「復旧・復興支援活動のガレキ撤去作業などを含む作業員の賃金・単価と労働条件の改善」を求める。
 - 7/8に次年度予算の概算要求とあわせて原発事故の損害賠償などについて民主党へ要請。
- ※上記の他、7月と11月の予算要求中央総決起大会時にも関係省庁に要請

⑤支援活動等を全国に発信、災害見舞申請の受付・支給

現地の被災状況や組合の支援活動を掲載したニュースの随時発行やホームページ等を通じて全国各県連・組合に連絡するとともに、活動終了後に報告書を作成し経験を蓄積します。

また被災状況の集約やカンパの取り組み等を勘案しながら、適切な時期に災害見舞申請の受付・支給を行います。

2) 現地組合

①対策本部の設置、事務所機能の場所の決定

対策本部の設置にあたっては、本部長（例：委員長）や副本部長（例：副委員長）、事務局長（例：書記長）のほか、構成メンバー（例：執行委員）や事務局内の任務分担（情報収集、連絡調整、支援活動隊など）を確認し、指示系統を明確にします。

震災直後から数日にわたって一部の単組や支部と連絡がとれない事態もありえますが、その場合は、まず集合できる範囲で（例：委員長や書記長が対策本部に駆けつけられない場合は副委員長や書記次長が代行して）、対策本部を立ち上げて組織的に安否確認や被災状況の情報収集などを進めていきます。

《東日本大震災での対応・経験から》 ※特に記載がない場合は震災年（2011年）のもの

- 岩手県連～震災3日後の3/14に対策本部を立ち上げる（当時、太平洋沿岸の宮古と大槌の組合は連絡不通の状況だった）。
- 宮城県連～震災1週間後の3/18に県連・国保合同の対策会議を開催し合同の対策本部の立ち上げを確認する。
- 全建総連福島～震災3日後の3/14に対策本部を立ち上げる（当時、太平洋沿岸の5単組の各事務所とは連絡不通だったものの、事務局とは連絡がとれる状況だった）。

また、事務所機能の場所の決定では、組合事務所が大きな被害をうけて機能する見通しが立たない場合には、対策本部等で協議し、災害地域にできるだけ近い場所に仮事務所を設置するなどの対応をとります。

②被災した全ての組合員・家族の安否確認と被災状況の把握、被災者への情報提供など

各級機関（単組・支部等）との連絡体制を確保し、互いに連携を取りながら、被災した全ての組合員・家族の安否確認と被災状況の把握を進めます。また、地域における避難所開設状況や医療機関、ライフライン復旧等の情報を収集し、被災者に対して電話連絡や組合ホームページ等への掲示を通じて情報提供を行います。

安否確認や各情報収集では、その情報の一元化が大切であり、まとめたものを対策本部内で共有します。

安否確認を迅速に行うためには、平時から、連絡手段（携帯電話やメールなど）と

連絡ルート（安否確認の分担）を検討しておくことが大切です（「緊急時の連絡体制の整備」51pを参照）。

なお、震災から数日間にわたって、携帯電話等の通信機器はつながりにくくなったり、不通となる状況が東日本大震災の際、発生しました。通信機器が使えない中での安否確認では、「支部等の役員や対策本部メンバーが直接現地入りして確認」、「各避難所を訪問して声かけや安否確認ポスターを掲示、自治体の協力を得て避難者リストと組合員リストを照合、館内放送が可能な場合は協力を得てよびかける」、「市役所を訪問して各自治体がまとめた行方不明者名簿（家族等から確認依頼が出されている人）・死亡者名簿と組合員名簿を照合して確認」などのほか、岩手県連では郵便事情が改善した3月下旬に、甚大な被害をうけた組合の組合員全員に往復ハガキを送って、安否確認、被害実態、避難場所の情報、緊急必需品の調査を行いました。

③全建総連支援対策本部と連携しながら、被災者の実情に応じた支援内容の検討・決定

仲間の安否確認、被災状況を対策本部で集約し、被災者の実情に応じた支援内容を対策会議で協議し（支援内容は、時間の経過とともに変わっていくため、必要に応じて対策会議を開催）、全建総連支援対策本部とも連携しながら決定します。

④全国からの支援受け入れ態勢の構築と被災者への物資支援、見舞金等の受付・支給

組合事務所や道路等の被災・復旧状況を把握しながら、全国からの支援物資の受け入れ態勢を整えます。受け入れ場所は組合本部に集中させることはなるべく避け、被災地各所に可能な限り分散して、被災者への分配が迅速にできる体制を追求します。

また、被災状況の集約や全国からの支援状況も鑑みながら、適切な時期に見舞金等の受付・支給を行います。

《東日本大震災での対応・経験から》 ※特に記載がない場合は震災年（2011年）のもの

- 宅配業者が被災地での営業を再開する3月下旬までの間、近隣の秋田建労と山形県連の協力を得て、両組合事務所を救援物資の送り先の拠点とし、そこから被災地の組合へ運ぶ。
- 岩手県連では、支援のあった大工道具の被災者への分配にあたり、大工道具引渡式を組合事務所や訓練校（駐車場や体育館）などで実施するほか、仮設住宅入居の組合員を訪問して手渡すなどの取り組みを行う。
- 宮城県連では、3月下旬、県内の6つの単組を支援物資の中継拠点とし、そこから各単組に届けることとする。被害の大きかった沿岸部の組合については対策本部が直轄で支援物資を届ける。大工道具の支援では、被災者への引渡しは抽選方式で行い、番号順に希望する道具を手渡す。
- 被災者への物資支援にあたり、震災当初はガソリン不足が深刻な状況だったが、最寄りの警察署等で緊急車両（災害支援）等の指定を受けると一般車両に優先して給油をうけることができた。

⑤自治体等への要請など

地域の復旧・復興の過程で、建設労働組合が果たせる役割、積極的な協力表明を自治体に対して行うとともに、被災者の要望等を集約しながら、賃金・単価、労働条件の確保等について必要に応じて要請を行っていきます。

《東日本大震災での対応・経験から》※特に記載がない場合は震災年（2011年）のもの

- （岩手）震災発生から4日後の3/15に緊急復興対策の県知事要請を行う（復興工事にあたり建設業者への優先的な燃料確保の要請と復興支援対策補修にかかる工事への協力の意思があることを伝える）。

3/28には県連事務所に県議会議員が意見要望等の聞き取りのため来所し、燃料の確保や住宅復興支援、きちんとした賃金・単価、労働条件を県が決めるよう要請する。

- （宮城）6/6に南三陸町と気仙沼市に対し、復旧・復興計画が地元建設業者・建設職人の雇用確保と生活再建の後押しとなるよう求める。
- （福島）4/20に東京電力に十分な補償を要請。6/20には福島県に対して原発事故に関して要請（「県民及び県内の団体・組織を全て賠償対象にすること」「『原子力災害被災中小企業に対する仮払い補償の早期実施に向けた協議会』などに加入していない団体などへの賠償窓口を設置すること」）。

7月下旬以降、「東電原発仮払補償金支払説明会」や「災害関連税制・融資の特例・雇用に関する説明会」を県連会館をはじめ各地で開催する。

- （千葉土建）3/13に対策本部が千葉支部と協力して国会議員や県会議員とともに美浜区の液状化の被害調査を行う。

3/15に浦安市社会福祉協議会に重機などでの泥（液状化）撤去作業他の提案や各市へ災害復旧などの支援意思を伝える。重機を手配して「土砂の撤去」部隊を組織して活動する。

3/17には我孫子市に対し「屋根・瓦などの落下・破損の実態調査及び応急措置」「リフォーム助成活用の受付開始」を要請。

2 平時の備え、日常的な体制の整備

(1) 災害時を想定した事務局体制(災害対策本部体制)の検討、行動マニュアル作り

災害が発生しても機動的に対応できるように、平時から災害時の体制づくりを想定して各級機関の会議等で検討を重ねるとともに、支援活動に対する意識を高めます。

また、本パンフ等を参考にさせていただきながら、地域の実情に合った災害時の行動マニュアルの検討・作成を進め、いざという時の備えをしておくことが大切です。

(2) 緊急時の連絡体制の整備

災害発生時にまず組合に求められるのは、仲間と家族の安否確認、被災状況の把握です。「生命は無事か?」「ケガはしていないか?」「家屋の損害はどうか?」「地域のインフラ等の被害はないか?」など、被災にあった仲間の状況を正確につかむことで、組合が果たせる役割、仲間から求められていることが見えてきます。

安否確認等を迅速に行うためには、平時から、連絡ルート、安否確認の分担、連絡手段(携帯電話やメールなど)を決めておくことが欠かせません。災害発生時に誰がどこに連絡するのか、連絡ルート(安否確認の分担)の確立と連絡手段を検討し、緊急連絡網の整備を進めましょう。そして、各自が平時から認識できるよう必要な範囲で情報(名簿等)を共有します。

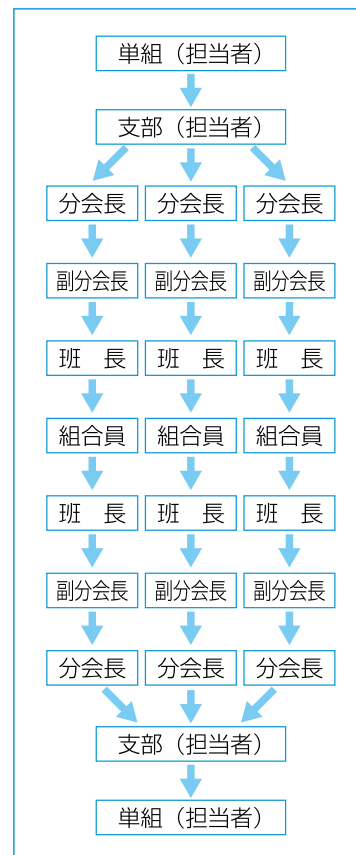
1) 連絡ルートの確立

まず第一に、災害時に支援対策本部の中心を担うこととなる役員や書記、職員の連絡ルートが整備されていないところは、早急に整備を進めましょう。

次に、単組・支部・分会・班(群)の各級段階で、地域や組織の実情に合わせて、どのような連絡ルート(任務分担)を構築すると安否確認等が迅速に行えるのかを検討して整備を進めます。

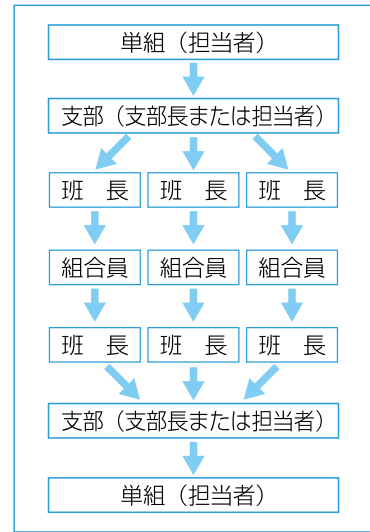
連絡ルートの例では、①各班の組合員の状況を班長が集約して分会長へ報告、②分会長は支部へ報告、③支部では安否確認等の担当者を決めて支部全体の状況を管理するとともに、単組本部へ連絡、④単組本部でも集約担当者を決めて組合全体の状況を管理する。

また、基礎組織として分会はなく班のみがある場合の例では、①各班の組合員の状況を班長が集約して支部長または支部の担当者へ報告、②支部では安否確認等の集約担当者を決めて支部全体の状況を管



理するとともに、単組本部へ連絡、④単組本部でも集約担当者を決めて組合全体の状況を管理する。

- * 任務分担者が被災するなどして連絡ルート通りに確認作業ができない場合には、役員等で対応を検討して、活動できるメンバーを中心に安否確認できる連絡体制をつくる。
- * 役員は努めて自分の安否や地域の被災状況を組合事務所等へ連絡する。



2) 連絡手段（緊急連絡網）の整備

～仲間の携帯電話（スマートフォン）の

番号登録を進めよう～

固定電話の登録だけでは、仲間が避難所等へ避難している場合などは連絡がつかません。携帯電話は、ほとんど全ての仲間が持っていると思われます。災害発生からしばらくの間は回線の混雑等によりつながりにくくなる場合がありますが、その場合はSMS（ショート・メッセージ・サービス）を活用するなどの対応も取れます。SMSは文字数に制限があり、送受信も遅れることがありますが、最終的には情報を基本的に相手に送り届けることができるので有効です。組合によっては、長文が送れる携帯メールアドレスの登録を進めている組合もあります。

東日本大震災の際、全建総連福島では、組合員の携帯電話連絡網が整備されていたため、原発事故等により避難していた仲間の安否確認に大いに役立ったとの経験もあります。

非常時等の連絡先として、仲間の理解と協力を得ながら、加入申込書等への記載などを通じて携帯番号等の登録を進め、緊急時に備えましょう。

なお、緊急連絡網は、年に1回程度は情報更新（確認）をしていざという時に使えるものとしておきます。

また、組合事務所間の連絡手段について、全建総連福島では、東日本大震災の際に被災した単組との連絡が困難を極めた経験から、災害後、県連事務所と各単組事務所の間に専用線を引いて拠点間のインターネット回線を一元化するなど、セキュリティ強化と合わせ災害時の通話体制を強化しています。これにより日常においても拠点間の通話料が無料となるなど、コスト削減にもつながっています。実際に、東日本大震災での経験で「電話は通常回線ですつながりにくい状況が3日程続いたが、インターネット回線（IP電話）には問題はなかった」（千葉土建）との報告もあります。

発達したIT技術を活かした連絡体制の強化についても検討を進めていきます。

(3) 組合事務所の災害対策

組合事務所は、災害時に各支援活動の拠点として重要な役割を担います。また災害発生時に屋内の人命を守るために、平時から建物の耐震対策をして安全性を高めておくことが大切です。

耐震対策には、建物本体の体力を確保する「建物対策」と屋内の減災を図る「屋内対策」の2つがあります。2つを同時に進めることでケガ等の危険を低めるようにします。

1) 建物対策

災害時に倒壊しない水準に補強し、命をしっかりと守れるようにするため、必要に応じて、耐震診断・耐震改修を進めます。特に、建築基準法が改正された1981年6/1前に建築確認を受けた建物は旧耐震基準（震度5強程度の揺れで倒壊しない水準）に基づくものであるため、注意が必要です。

また、屋外の看板やブロック等の点検も定期的に行います。

2) 屋内対策

①ロッカー等の転倒防止対策をしておく

地震の揺れに備え、転倒防止金具（器具）等によってロッカーや書棚等を固定したり、コピー機やFAX機等の飛び出し防止策などをしておくと被害軽減に役立つとともに、避難路の確保にもつながります。また、ガラス飛散防止対策もケガを防ぎます。屋内対策を施せば、復旧作業も少なくすむため、被災後の事務所復旧を早める効果もあります。

また、落下物から人命の安全を確保するため、事務机の下には極力荷物等を置かないようにするとともに、身の回りの整理整頓に努めます。

②避難路を確保する

いざという時に迅速に避難できるよう、避難経路（廊下）や避難口（出入口）、階段、防火シャッターの近くには荷物をおかず、通路を確保しておきます。

③重要書類の整理・保管、非常持ち出し品の準備

災害時に備え、印鑑や通帳、登記書類等の重要書類は耐火金庫等に保管しておきます。非常時にやむをえず（最小限）外へ持ち出しすべきものを日頃から整理しておきます。

また、非常持ち出し用に、両手が使えるリュックサック等を準備しておき、応急医薬品や防災用品（懐中電灯、携帯用ラジオ、電池）、非常食・水、名簿（役員・書記・職員の緊急連絡先）などを収納しておきます。数量は書記局員等の人数などを勘案して決めます。

(4) 緊急用品の備蓄(食料・資機材等)

大規模災害が発生した場合、国や地方自治体の効果的な支援を得られるまでには72時間（3日間）必要と言われています。その間は、自分たちの力で生き延びられる準備をしておく必要があります。

しかし、災害発生時に緊急用品を調達することは、店舗の被災や購入者の殺到も考えられ、非常に困難です。実際に、東日本大震災では、災害直後にスーパー等買い物客が殺到して入場制限が行われたケースもありました。

そのため、平時から、緊急用品の備蓄を進め、いつでも使える状態にしておくことが必要です。備蓄品の数量は、事務所に勤務している書記局員や職員の人数、会議時に災害が発生した場合の帰宅困難者などを想定しながら、地域の実情に合わせて可能な限り備蓄します（備蓄例：下記）。

また、資機材が常備されていても、いざという時に使えなければ意味がありません。年に1度は訓練もかねて点検と取扱い方法の習熟に努めます。

緊急用品の備蓄例（あくまでも目安です）

※45,46pの東日本大震災の際の物的支援の例も参考にしてください。

食料 (最低3日分)	生活用品	資機材		
飲料水 (目安は1日1人3ℓ)	懐中電灯	<情報伝達・収集用>		
	簡易コンロ	メガホン	ラジオ	予備電池
非常用食料 (乾パン、缶詰、レトルト食品、カップ麺等) ※火を通さなくてもよいものを中心に	ガスボンベ	<初期消火用>		
	ナベ等	消火器	バケツ	砂袋
	紙食器等	<人命救助用>		
	簡易トイレ	バール	のこぎり	つるはし
	毛布	ヘルメット	強力ライト	スコップ
	携帯カイロ	ペンチ	鉄線はさみ	ハンマー
	雨具	ロープ	ジャッキ	安全靴
	タオル	軍手	救急セット	マスク
	携帯充電器	<避難支援用>		
	ポリタンク	ビニールシート	発電機	

※備蓄品は、年に1回程度は保存状態や個数などを確認します。

(5)災害ボランティア活動の登録運動

災害時の支援活動には、仮設住宅建設のほかにも、ガレキ等の撤去や救援物資の運搬や仕分け、避難所での炊き出しなど、様々な活動が必要とされます。

そうした時に備え、平時から、災害ボランティア活動に従事する意思のある組合員の募集と名簿の作成を各組合で進めていきます。当面、全国で1万人のボランティア登録運動を進めます（※登録申込書の参考例は61 p 参照）。

《東日本大震災での対応・経験から》 ※特に記載がない場合は震災年（2011年）のもの

- （岩手）釜石市から棺作成を頼まれボランティアの協力もあって600棺を組み立てた。また仲間によっては山にあったコンボを動かし町へつながる道路のガレキの撤去作業を不眠不休で行った。

青年部（青森県連青年部と合同）が釜石市でボランティアを行い、消防屯所の修繕や県交通釜石営業所に待合用のイスを製作（9/11）。

- （宮城）宮古で雇用促進住宅への引越し手伝いをボランティアで行う（4/3）。
- （福島）青年部が福島市内の避難所で炊き出し（すいとん、綿あめ。4/24）。
- （北東青協）活動集会の参加者がボランティアで宮城県南三陸町農地にあるガレキを撤去（2012.5/13）。
- （千葉県連）旭市飯岡福祉センター&同市総務課にボランティア募集内容について問い合わせをして、傘下組合へボランティアを募集する（3/15。翌16日にボランティアできる組合員がみつきり、17日に福祉センター等へ派遣できる旨を報告）。
- （千葉土建）旭市ボランティアセンターへボランティア登録を申し入れる（3/16。翌17日に旭地域復興支援隊を結成）。

3月下旬には、青年部・主婦の会・千葉支部が県庁で救援物資の受付・仕分けのボランティアに参加。

自治労連千葉県本部との共同ボランティアで岩手県陸前高田支援隊を結成（4/29）。5/3に現地へ出発。

流山支部では被災地の幼稚園・保育園に贈る園児のイスを製作（5/14）し、5/16に現地に届ける。

- （建設埼玉 南埼玉本蓮田支部青年部）宮城県南三陸町の避難所の新築や漁師の休憩小屋建設のボランティアを実施。4回にわたり現地を訪問し、延べ10日、延べ77人が取り組む。
- （埼玉土建）避難所の旧騎西高校で「子供向け木工教室ボランティア」を実施し81人参加。
- （東京土建 青年部）石巻でガレキ片付けのボランティア実施。
- （神奈川県連 青年部）福島県二本松市にある仮設住宅で浪江町民を元気づけるべく、工作教室、綿あめ・ポップコーン、包丁とぎなどのボランティア活動を実施し35人が参加。
- （京都）本部執行委員会（4/1）で災害救援ボランティア派遣登録を始めることを確認する。遠方で活動条件も悪いことが予測されたことから「60歳未満」「重篤な既往症がない」人を原則とする。

(6) 組合員・家族の防災活動の意識・行動力を高める取り組み

1) 防災訓練の実施

災害が発生した時に、落ち着いて行動することはなかなか難しいものです。平時から災害を想定した防災訓練を通じて、いざという時に落ち着いて行動できるよう、訓練を積んでおくことが被害の減少にもつながります。

災害発生を想定して、組合独自の防災訓練や自治体・地域の消防団とも協力しながら避難誘導訓練や初期消火訓練などを定期的実施（例：9/1「防災の日」）するとともに、緊急時の連絡体制や災害時の任務分担の確認を行い、防災活動の意識、行動力を高めます。

〈取り組み事例〉

（東京都世田谷区の建設団体）

東京都世田谷区内の建設団体が一丸となって世田谷区建設団体防災協議会（略称：建防協）を1998年に結成。技術、技能をもつ建設産業従事者による一大社会貢献活動として、「安全、安心なまちづくり」をめざして日常的に防災活動に取り組む（母体組織の基礎人員は6千人超）。

現在の参加団体は12団体（全建総連関係の単組では、建設ユニオン世田谷支部・東京土建世田谷支部・東京建設世田谷支部が参加）で、1998年に世田谷区と災害協定を締結（人命救助、収容施設等の応急補修、応急仮設住宅建設など）、2009年には区内3消防署と災害時の相互応援について協定を締結、また渋谷労働基準監督署の協力を得て労働安全衛生大会を開催、区長との懇談会の開催など行政との協働を進める。

区主催の防災訓練や各地域の防災訓練にも参加し、訓練では倒壊家屋の人命救助救出訓練などの実演や消防署の要請で訓練に使用する倒壊家屋の屋根部分のモデルの製作、家具転倒防止金具のパネル展示、住宅用火災警報器の宣伝やパンフの配布などにも力を入れている。また水防訓練ではユニック車や人員の派遣、毎年100人規模で防災シンポジウムを開催、耐震改修等の助成制度の拡充など行政・議会への定期的な要望活動、入札参加のための経営事項審査に添付する建防協の加入証明書の発行など、協議会の活動は多岐に渡っている。

消防署と
連携して
水防訓練
(多摩川)



開会式



大型土嚢づくり



ヘリ救助

(茨城県連北茨城市建築職組合)

東日本大震災から1年後の2012年3月11日、北茨城市では震度6強の地震と津波を想定した防災訓練が行われ、この日の訓練のために北茨城市建築職組合は市から要請をうけて「災害用物置兼仮設トイレ」を建築。

これは市内の集会所や市の関連施設などの災害時避難場所10ヵ所に2350万円の予算で10棟建築するというもので、平時は災害用の飲料水や保存食、毛布などを保管し、災害時にはそれらを配布後、物置を4つに区切り仮設トイレとして使用できるという、市長の発案を組合が形にした取り組み。震災前から市のイベントや独居老人宅の営繕工事などに組合が力となり、市と協力関係を築きあげてきたなかで実現。震災後、組合長宅には「市役所から紹介された」と復旧・復興建築工事の依頼が多く寄せられるようになった。



仮設トイレとしても利用可能な物置

2) 救命講習の受講

災害時に倒壊家屋からの救出やケガ人の救護には、素早い行動が最も有効です。長時間にわたって内臓等を圧迫されていた場合、救出できても生存率はかなり低下してしまいます。呼吸・脈拍が停止してから2分以内であれば救命率は約90%、5分後では約25%にまで下がるとのデータもあります。現場に居合わせた人が、いち早く心肺蘇生を行うことが生命を救うためには大変重要となります。

応急手当や心肺蘇生法、AEDの操作などを会得し、万が一の時に大切な人を救えるよう、地方自治体や消防署、赤十字等が実施している救命講習を積極的に受講したり、組合の取り組みとして専門家を招いた救護訓練を実施します。

3) 防災マップ等を活用して地域の特性や危険性の理解を深めよう

各自治体では災害発生時の地域内の危険地域（建物の倒壊の危険度や揺れやすさの危険度等）や防災施設、避難施設などを記した防災マップ（ハザードマップ）を作成しています。また災害に関わる事務や業務について定めた地域防災計画も策定しています。

これらを平時から確認して地域の特性や危険性の理解を深めておくことで、災害時の避難における二次災害発生の防止、被害の低減にもつながります（※改訂されることがありますので定期的な確認が必要です）。

支部事務所には防災マップ等を常備し、組合員や家族に対して日常的な啓蒙活動を進めていきましょう。

また、防災パトロールを実施して、防災マップ等では把握しきれない災害時の危険箇所（倒壊が予想されるブロック塀や自動販売機、道路を塞ぐ危険のある建築物等）を事前にチェックしておきましょう。

4) 災害時の心得（いざという時に、あわてないために）

①地震発生時の対応

経過時間	ポイント
地震発生	<p><最初の揺れは大きな1分間></p> <ul style="list-style-type: none"> ●まず、身を守る 丈夫なテーブルや机の下などへ。慌てて外へ飛び出さない（落下物による思わぬケガを避ける）。身を隠せるものがない時は座布団やクッションなどで頭を守る。 ●すばやく火を消す 危険が伴うので無理はしない。やけどに注意。 ●脱出口（避難口）を確保する ドアや窓を開ける。家がゆがむと開かなくなることがある。 *ブロック塀に囲まれた路地にいる場合は、ブロック塀から離れ、揺れがおさまってから近くの公園や空き地へ避難。 *エレベーターの中にいる場合は、閉じ込められる危険があるので揺れを感じたら全ての階のボタンを押して停止した階で降りる。閉じ込められた場合は、非常ボタンを押し続け救助を求める。

<p>発生後 1～2分</p>	<p><揺れがおさまったら、まず火の始末></p> <ul style="list-style-type: none"> ●火元を確認する ガスの元栓やブレーカーを切る。火が出たら落ち着いて初期消火。 ●家族の安全を確認する 倒れた家具の下敷きなどでケガをしていないか。 ●靴をはく 室内に散乱したガラスの破片などから足を守る。 ※津波やがけ崩れのおそれがある地域はすぐ避難
<p>発生後 3分</p>	<p><隣近所の安全確認 火災の発生を防ぐ></p> <ul style="list-style-type: none"> ●隣近所に声をかける 要援護者・ケガ人・行方不明者の確認、救出・救護。 ●近所に火が出ていたら初期消火 大声で知らせる。消火器を使う。バケツリレーをする（普段から風呂に水をためておく） ●余震に注意
<p>発生後 5分</p>	<p><TV、ラジオなどで正しい情報を入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ●正しい情報をつかむ 地域の防災無線・防災放送やTV、ラジオ、インターネット等で情報を聞く。 ※事前に自治体の防災情報メールの配信登録をしておくで情報をメールで受信できる ●家族の安否確認 NTT「災害用伝言ダイヤル171」や携帯電話会社の「災害用伝言板」などで。 ●家屋倒壊などの危険があれば避難する 避難する時はガス栓をしめブレーカーを落とす。
<p>発生後 10分以降</p>	<p><協力して消火 救出・救護活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ●助け合いの心が大切 近所の人で力を合わせて消火活動、救出・救護活動を行う。※必要に応じて119番通報。 ●緊急車両や避難所への移動経路を確保するため、近所の倒壊建築物やガレキ等の撤去を可能な範囲で行う。 ●組合の安否確認への協力、支援活動への協力

②非常持ち出し品の整理、緊急用品の備蓄

自宅から避難しなければならない状況になった時のために、非常持ち出し品の準備をしておきましょう。必要最小限のものを両手が使えるリュック等などに入れて持ち出しやすい所に置いておきましょう。

(例) 貴重品(現金、小銭(つながりやすい公衆電話用に)、通帳、印鑑、免許証、保険証等)、非常食(乾パン、缶詰、栄養補助食品、ミネラルウォーター等)、防災用品(携帯用ラジオ、懐中電灯、電池)、応急医薬品(絆創膏、傷薬、包帯、消毒薬等)、生活用品(衣類、軍手、タオル、ティッシュ、雨具、缶切り、ライター等)

③家族で防災会議、減災対策

離れているときに災害にあうことを想定して、避難場所（集合場所）の確認、安否連絡の方法などを話し合っておきましょう。

また、家の中の危険箇所（特に寝室、台所など）を点検するとともに、家具や家電製品等の転倒防止対策を行っておきましょう。

□避難場所（集合場所）、避難ルートの確認

市町村が指定している地域の避難場所（学校や公民館、公園など）を事前に確認。また建物の倒壊や火災などを想定して複数の避難ルートを確認しておく。

□家族同士の安否連絡の方法

NTT「災害用伝言ダイヤル171」（※操作方法は62 p 参照）や携帯電話会社の「災害用伝言板」（※操作方法は各会社のホームページ等で確認してください）など、どの方法で安否を連絡し合うか事前に決めておく（登録の方法、使い方なども身につけておく）。

災害ボランティア登録申込書（参考）

組合が取り組む災害ボランティア活動に登録をします。

記入年月日 年 月 日

(ふりがな)		性 別	男 ・ 女
氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	〒 - _____		
電話番号	自 宅	()	
	携 帯	()	
メールアドレス	_____ @ _____ (携帯 ・ PC)		
職 種			
資格等	普通救命講習 上級救命講習 赤十字救急法講習 その他 ()		
常備しているもの (丸印で囲む)	バール ハンマー スコップ つるはし 発電機		
	ビニールシート ロープ チェーンソー		
	排水ポンプ はしご 強力ライト		
特記事項			

上記の個人情報は、組合の災害ボランティア登録名簿に登録され、災害時・通常時の連絡及び組合の災害ボランティア活動推進のためにのみ使用します。

単組・支部名

登録番号

【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操作手順		伝言の録音		伝言の再生	
①	171をダイヤル	1 7 1			
②	録音または再生 を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。			
		(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	(暗証番号なし)	(暗証番号あり)
		1	3 [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX	2	4 [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX
		[ガイダンス] 被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。 0XX XXX XXXX			
伝言ダイヤルセンターに接続します。※1					
④	メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXXX(、暗証番号XXXX)の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあとシャープを押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。尚、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。			
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1 #	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1 #
		[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピツという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピツという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、数字の9の後シャープを押して下さい。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返す時は、数字の8の後シャープを、次の伝言に移る時は、数字の9の後シャープを押して下さい。
		伝言の録音		伝言の再生	
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 9 # [ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正される時は数字の8の後シャープを押して下さい。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加して録音される時は、数字の3の後、シャープを押して下さい。 (ガイダンスが流れるまでお待ちください)
[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。		[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です			
⑤	終了	自動で終話します。			

通話料は発生しません

通話料が発生します※2

※1センター利用料について

伝言録音・再生を行うためのセンター利用料は無料です。

※2通話料について

「メッセージの録音」操作時において、録音できる伝言数を超えていた場合、または、
「メッセージの再生」操作時において、お預かりしている伝言がない場合は通話料はかかりません。

覚えてください、災害時の声の伝言板 災害用伝言ダイヤル(171)

memo

A series of horizontal dotted lines for writing.